

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第二十号

(三三〇)

昭和二十七年三月七日(金曜日)午後一時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君

委員

黒田 英雄君
西川 甚五郎君
小宮山常吉君
小林 政夫君
森 八三君
菊田 七平君

政府委員

大蔵政務次官 西村 直巳君
大蔵省主計 局法規課長 佐藤 一郎君
大蔵省主税局長 平田 敏一郎君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 會専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省銀行 局総務課長 福田 久男君
農林大臣官房 農林金融課長 林田悠紀夫君
農林省農政局 農業保険課長 久宗 高君

参考人

日本輸出銀行 理事 山際 正道君
行事務理事 山際 正道君

本日の會議に付した事件
○小委員長の報告

第六部 大蔵委員会會議録第二十号 昭和二十七年三月七日【参議院】

○満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組 合員に年金下附の請願(第一八二二號)

○帶広市に国民金融公庫支所設置の請 願(第六二〇號)

○吳市に国民金融公庫支所設置の陳情 (第八六號)

○年度末金融打開に関する陳情(第二 二〇號)

○葉たばこ収納代金前渡しに関する請 願(第一二二號)

○葉たばこ収納金前渡しに関する請願 (第三九三號)

○福島県浅川葉たばこ収納所復旧に關 する請願(第三二五號)

○加工用金地金の自由販売制施行反對 等に関する請願(第八二四號)(第八 二五號)

○農業共済再保險特別會計の歳入不足 を補てんするための一般會計からす る繰入金に関する法律案(内閣送付)

○農林漁業資金融通特別會計法の一部 を改正する法律案(内閣送付)

○日本輸出銀行法の一部を改正する法 律案(内閣送付)

○所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律 案(内閣送付)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第 二十回の大蔵委員会を開会いたしま す。

請願及び陳情に関する小委員長の報 告を求めます。

○菊川孝夫君 請願及び陳情につきま して小委員会における審議の経過並び に結果を御報告申し上げます。

去る三月の四日第一回的小委員会を 開きまして、紹介議員より趣旨の説明を 受け、各委員の意見及び政府の見解を 十分に聴取いたしました。その結果は次 の通りであります。請願の第八八二 号、百九十八号、二百六十五号、二百六 十六号、三百一十号、三百三十八号、 三百五十二号、三百九十四号、四百三十八号、 六百三十九号、六百六十三号、六百八 十八号、七百二十四号、七百六十一号 の各件は、いずれも旧陸軍共済組合の 甲組合員について終戦時の年齢如何に かかわらず、加入後満二十年以上を経 過しておるものについても年金受給資 格を附與せられたいとの趣旨であり、 これはほかの共済組合との関連から考 えましても願意は妥當と考えられます ので、採択すべきものと決定いたしま した。

請願の第二百号は、終戦後外地にお いて連合国に接収された本邦民有船の 返還は殆んど絶望と見られ、その損害 は誠に大きいのであります。従いまし て、一、本船接收時の保險価額による船価 の補償、二、本船接收以来の使用料損失 補償等適切な措置を講ぜられたいと の趣旨であり、将来研究を要するもの と考えられます。請願第四百四十八号 は、一般勤勞所得税について基礎控除 額の引上げ、税率の引下げ等の措置を 講ぜられたいとの趣旨であり、将来財

政事情の許す限り善処する必要がある と考えられます。請願第六百十六号 は、理容業収入は勤勞の対価であるか ら所得税の課税に當つて勤勞所得者と する、又はこれに準じた取扱をせら れたいとの趣旨であり、将来これも研 究を要するものと考えられます。又請 願第三百七十七号は、四分の一馬力以 上の業務用電気冷蔵庫については物品 税を免除せられたいとの趣旨であり、 業務用のものに対しては、公衆衛生等 の立場から免税いたしまして、これを 普及することが適當と考えられます。請 願第四百十三号、第四百五十五号、第 四百四十四号、第四百四十四号、第五百三 十四号、第五百四十四号、第五百三 十四号は、ラジオ受信機及び清涼飲料等の 物品税を免除せられたいとの趣旨であ り、これらのうちで大衆向のものは免 税することが妥當と考えられます。又 請願第五百九十九号、第五百九十九号、陳 情第二百六十四号は、火災原因調査用 器材及び自治体警察の使用する捜査鑑 識資料は、教育用のものと同様に物品 税を免除せられたいとの趣旨であり、 科学的捜査の充実に因る意味から言 いましても、願意は妥當なものと考えら れます。又請願第五十号、第六十号、 第五百四十四号、第五百八十一号は、揮 発油税を軽減せられたいとの趣旨であ り、軽減の方向に措置することは適當 と考えられます。以上の各件はいずれ も採択すべきものと決定いたしました次第 であります。

陳情第七十二号は、現行国税体系 は実情に照しまして不合理な点があ

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

り、経済自立の達成を促進するために、資本蓄積の促進等を考慮して改正せられたいとの趣旨であり、講和條約発効の際に再検討する機会に直面しておると考えられまして、速かに研究を要するものと考えられますので、採択すべきものと決定いたしました。陳情第七十一号、第二百三十三号、第三百三十三号は、在外公館等の借入金の手続きを促進せられたいとの趣旨であり、請願第四百六十七号は、閉鎖機關整理委員會の職員は失業の危機に直面してあるが、その転用について適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であり、請願第六百二十号、陳情第八十六号は、地方産業振興のために帯広市及び梶野市に國民金融公庫支所を設置せられたいとの趣旨であり、陳情第二百二十号は、逼迫せる年度未金融、即ち三月危機と言われているこの金融逼迫を緩和するため、金融上或いは徴税上の万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、請願第十二号、第三百九十三号は、相当量の輸出が期待される福島県産の葉たばこの生産資金調達のため収納代金の前渡しができるよう適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であり、請願第三百二十五号は、浅川葉たばこ収納所焼失のために地方産業に重大な影響を與えておるので、地方民はでき得る限りの復興に協力をするから、速かに収納所を復旧せられたいとの趣旨であり、請願第八百二十四号、第八百二十五号は、金の地金の自由販売制が実現せられますと、価格が上昇して輸出陶磁器関係業者は甚大な影響をこうむるから、加工用の金地金の自由販売制を取上げないか、又は価格に一定の制限を設けるよう処置せられたいとの趣旨で

あります。以上の各件はいずれもその願意は妥當と考えられますので、採択すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

○委員長(平沼騷太郎君) 只今小委員長より報告がありました請願及び陳情につきましては、小委員長の報告通り決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼騷太郎君) それではさよう決定いたします。

○委員長(平沼騷太郎君) 次に農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案、農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案、三案とも予備審査であります。右三案を一括して提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(西村直己君) 只今議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十五年年度において風水害等が異常に発生いたしましたため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支拂が増加し、その支拂財源に七億一千七百八十七万五千円の不不足を生ずる結果となりました。この財源の不不足を補てんするには、農業共済再保険特別会計法の規定により借入金をするのであります。均等財政の見地から見まして、借入金によることは適當でないと考えられま

すので、これを一般会計からの繰入金によつて補てんすることとしたのであります。

なお、この繰入金につきましては、その性質に鑑みまして、将来農業共済再保険特別会計の農業勘定の経理状態が健全となり、決算上の剰余を生じました場合には、この会計の再保険金支拂基金勘定に繰り入れるべき金額を除き、これを一般会計へ繰り戻さなければならぬこととしたのであります。

以上がこの法律案の提出の理由であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に農林漁業資金融通特別会計におきましては、一般会計及び米國對日援助見返資金特別会計からの繰入金を以て資本とし、これを以て農林漁業者に對する貸付金の財源として用いておられますが、この外に貸付金を支弁するため必要があるときは、資本の額の範囲内で予算を以て定める額を限度として、この会計の負担において資金運用部から借入金をすることができるとなつております。

昭和二十七年年度以降におきましては、米國對日援助見返資金特別会計からは従来の資本繰入に代えて借入金をすることとしたのであります。見返資金特別会計から借入金をすることのできることを規定したと共に、この會計の資本の額を超えて借入金をすることのできることを規定しようとするものでございます。

輸出の促進を図るため昭和二十五年十二月二十八日、資本金百五十億円を以て設立をされたのでございますが、その後におきます融資の状況、その他諸般の情勢に鑑みまして、去る第十二國會において日本輸出銀行法の部を改正いたしましたその資本金を百七十億円に増加する措置をとつたのでございます。併しながら我が國經濟の拡大発展を將來に亘つて確保するためには、輸出の振興を図りますと共に重要原材料の外國からの継続的な輸入を是非とも確保する必要があると考えられるのであります。このような観点から見まして政府はこのたび日本輸出銀行を日本輸出銀行に改めまして、これに一般の市中銀行の行いにくいような特殊の輸入金融業務を行わせる等所要の措置を講ずることとしたのであります。

以下その要点をかいつまんで申し上げます。第一番目に、日本輸出銀行は、従来のプラント輸出促進のため輸出金融業務を併せて、我が國の輸出振興に役立つ原材料その他の物資の外國からの輸入に關し、その對価の一部の前拂いが行われるなど特定の場合同じについて輸入金融業務を行うこととしたのであります。第二点は、我が國のプラント輸出契約の実情に鑑みまして、その融資期間を最短期間六ヵ月から三ヵ月に短縮したこととでございます。第三点としまして、新たに債務保証業務を行い得ることとした点でありまして、將來事態の推移によつてはこれにより外資の導入にも一層の便益を與え得るものと期待されておるのでございます。第四点として、業務の拡充に即応し、その資力の充実に資するた

めに政府からの資金の借入及び外國からの外貨資金の借入を認めることとした点であります。明年度予算におきましても、米國對日援助見返資金特別會計から三十億円の借入をすることになつております。第五番目に、その利益金の一定割合を國庫に納付させることとしまして、これに伴ひまして法人税等につき非課税の取扱をすることとしたのであります。

以上が三法律案を提案いたしました理由、内容の概要でございます。何とぞ御審議頂きまして速かに御賛成下さいませうようお願い申し上げます。

○委員長(平沼騷太郎君) では農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案、右について内容の説明を聴取いたします。

○説明員(久松高君) 農業共済制度につきましては、御承知の通り過去の二十年間の被害統計を処理いたしました。その被害の内容を通常の被害率と、異常の被害率と、超被害率に分けて処理してあるわけでございます。この中で支拂の責任につきましては、御承知の通り通常の被害率までは連合会のほうで持つわけでございますが、通常の被害率を超えました分につきましては國の特別會計において負担するといふ形になつておるわけであります。補償制度につきましては、昭和二十二年に発足いたしました。不幸にいたしました発足當時から異常な被害が累積いたしました。毎年國の特別會計においても不足金が生じておつたわけでございますが、本日ここに提案してございましては、二十五年度に關するものでございます。この處理につきまし

ては、先ほど御説明がございましたように二十二年、二十三年におきましては借入金によつて処理したわけでございますが、二十四年度から均衡財政の關係もあり、借入金によらず損失を一般會計から補填いたしました。ただ御承知の通りこの特別會計は保險計數上の長期の均衡の建前をとつておりますので、將來果が生じた場合にこれを返して行くという建前をとつておるわけでありまして、そこで今日ここにお掛けいたしました二十五年度の不足金につきましては、事務上の手違いがございまして、この七億の基礎の數字はお配りしてないわけでございますので、これは極く詳細な數字を以て御説明いたしますが、簡単に御紹介いたしておきますと、二十四年度に借入金によつて処理ができなくなりました当時、料率の關係から過去に相当不足金が出ておりますので、過去の不足金を考慮に入れますと一定の割合のものを当初から予算に若干組むような仕組であつたわけでございまして、その年度の途中におきまして更に不足金が出ました場合に、補正予算でこれを埋めて行くという形をとつたわけでございまして、二十五年度におきましても、当初過去の被害率、過去の不足金から考えまして、一定の財源を初めから予算の中に組んだわけでございまして、この計數は先ほど申し上げましたようにあとで詳しい數字を申し上げますが、極く大ざっぱな數字を申し上げますと、二十五年度におきまします支拂財源といたしましては、再保險料収入といたしまして、予算に二十八億六千五百万円を組んだわけでございまして、このほかに予備費といたしまして十億二千二百万円計上

いたしました。この内容の中には未經過の保險料と、先ほどちよつとお話いたしましたように、借入金ができまさんで不足金の予想がございまして、この過去の不足金から考えまして約九億のものを前以て計上したわけでございまして、これがこの中に含まれております。このほか年度が経過して行く過程におきまして、麥の異常な災害にぶつかりましたので、その關係の不足金八億八千七百万円ほど途中で補填したわけでございまして、これを合計いたしますと財源といたしましては四十七億七千五百万円あつたわけでございまして、實際に二十五年度において支拂いたしました再保險金額は五十四億九千二百万円になつておりますので、その差額が七億一千七百八十七万五千円というところで今回補填をいたして頂く形になつておるわけでございまして、これは二十五年度の問題でございまして、今まで遅れた分につきましては、二十五年度の農作物につきましまして、實際の數字が固まりますのが二十五年度の年度内の補正予算に到底間に合いませんので、これが次の年度に廻るわけでございまして、ただ二十六年度におきまして補正を組みませんでしたのは、二十六年度における農作物の勘定の見通しを立ててそれと一緒に処理したほうが合理的ではないかというところのために、結局二十六年度の不足金の見通しのつきまします時期、即ち二十七年予算を組む時期にこの計數を出したわけでございまして、これを二十七年度において補填して頂くことになつております。御承知の通り二十六年度から特別會計におきましても不足金の支拂のために二十五億の基金が含まれて

おりますので、この不足金を補填して頂きますと、農業勘定に先ず入りまして、年度を経過いたしました農業勘定に決算上の剰余が出ました際に、先ず基金のほうに補填に当て、更に残りましたものを一般會計のほうにお返しするという建前になつております。數字を特つて参りませんので大変恐縮でございしますが、それは至急後刻印刷いたしましてお配りしたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に農林漁業資金通特別會計法の一部を改正する法律案について内容の説明を聴取いたします。

○説明員(林田悠紀夫君) 農林漁業資金通特別會計法十二條に規定しております「第三條に規定する資本の額の範囲内」と申しますのは、一般會計及び米國對日援助見返資金特別會計からの繰入金を予定しているわけでございまして、それで二十六年度におきましては、一般會計が五十億、見返資金が四十億、合計いたしまして九十億資本として繰入れておるわけであります。二十七年の予算案におきましては、一般會計が六十億の資本の繰入れを予定しているわけでございまして、それで合計いたしまして資本の額は百五十億ということになります。それから借入金十二億、借入金と申しますのは、二十六年度におきまして資金運用部から三十億の借入をいたした次第であります。二十七年度におきましては、見返資金のほうに借入に廻りまして、見返資金三十億と資金運用部資金の百十億、合計百四十億、これが借入のほうになるわけであります。それのために十二條におきまして、今度の改正で資本の額が百五十億で借

入れが百七十億になりました、二十億借入が資本の額より超過いたしますので、この改正案を提出いたしておる次第であります。それから又資金運用部のほかに、米國對日援助見返資金特別會計からも借入をいたしますので、この對日援助見返資金特別會計を、借入を殖やす改正を提案いたした次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に日本輸出銀行法の一部を改正する法律案について内容の説明を聴取いたします。

○説明員(福田久男君) 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案につきましては、先ほど大蔵政務次官から提案の理由について御説明申上げた通りであります。その内容につきましては御説明を申上げたいと思ひます。一應條文の順序に従ひまして申上げて見たいと思ひます。

先ず第一條におきましては、あとで詳しく申し上げますが、輸入銀行が輸入金融業務を行うということに関連いたしましたので、所要の字句の整理をいたしたのであります。

次に第四條は、現在資本金は百七十億円でございまして、来年度以降業務の状況によりまして逐次資本の増加というところも考えられますので、この機会に今後予算の範囲内で、政府が出資し資本金の増加をいたします場合に、大蔵大臣の認可によつてこれを行うことができるという趣旨の規定を新たに追加いたしましたのであります。現在日本開發銀行法におきましても、こういった趣旨の規定がございまして、それと並行してそういった意味の規定を新たに設けたということでございます。

それから第八條は條文の字句の整理でございますが、第十條から第十五條までにおきましては、現在日本輸出銀行法におきましては總裁一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事二人以内になつておりますが、専務理事を副總裁に改めることにいたしたいという趣旨でございまして、それに関連する條項の整理でございまして、それから第十八條以下は業務に関する観点でございますが、その中で新たに重要な事項として加わりましたのは、輸入金融業務と債務の保証に関する業務でございまして、先ず輸入金融業務について申し上げます、條文の字句は非常にわかりにくくなつておりますので、實際的に申しますと御理解が早く頂けるのではないかと考えます。この規定を入れました實際的の趣旨は、主として東南アジア地方における鐵物性の資源を、我が國が特に輸出の振興のために必要な或る限られた範圍の鐵物性の資源を今後長期に亘つて継続的に入手するために、一定の場合、前拂金が行われるような場合にその前拂金を通じて、いわば紐付きで継続的に長期の契約をいたしまして日本に輸入したいということが主な狙いでございまして、これを分解して申し上げますと、先ず第一に、そこにあります物資等と申しますのは本邦からの輸出の振興を図るために必要な原料、材料その他の物資でありまして、プラントというような設備とか、或いは船舶というようなも

のは予定したておらないのであります。現在予定されておりますものは鉄鉱石、石炭、工業塩、マンガン鉱石、ボーキサイト等でございます。これらの品目については、日本輸出入銀行法の業務保証においてその範囲を限定いたすことに予定をいたしてあります。比較的入手が困難であり、而も我が国としてはどうしても成るべく近い地域から長期に亘つて確実に入手したいという品目が対象になるのでございます。それから第二に、その後外国からの輸入が確実且つ適宜に行われることを促進するために、この輸入を促進する、先ほど申しましたような輸出の振興に必要な物資につきまして外国からの輸入を促進するということが第二の要件になつておるのでございます。第三の要件といたしましては、前拂金が行われる場合であること、これは第三項に規定がございしますが、その物資の輸入代金があらかじめ一部が前拂される場合でありまして、而もその前拂を受ける者は、その資金を資源の開発その他事業の拡充に当てる場合でなければならぬ。その資金を以ちまして開発を行い、その開発によつて増産になる分を日本へ輸入するということが結付けられておるのでございします。それから第四といたしましては、輸出金融の場合と同じように、市中金融との協調融資ということが取入れられております。これは但書に規定されておるのでありまして、資金の貸付を行います場合には、市中銀行が輸出入銀行と一緒に資金を協調融資で貸付ける場合、或いは手形の割引という場合に限りておるのでございます。融資の相手方につきましては、本邦の輸

入業者或いは本邦の製造業者に限定されております。輸出金融の場合には外国に對する貸付も対象になつておりますけれども、この場合には本邦側だけを對象にいたしておるのでございします。融資の條件等につきましては、法律的には輸出金融の場合と同様に考へておるのでありまして、融資の期間等につきましては一応法定の限度は輸出金融の場合と同様でございます。次に債務の保証の業務につきましては、輸出入銀行が本来の目的に従つてなし得べき使命を果し得る場合、言い換へますと融資を行ひ得るような場合について、その融資を行ひに代えて債務の保証ができるのでございまして、広く如何なる債務についても保証ができるという意味ではなくて、輸出銀行の目的から見て、その條件なり範囲なりが限定されるのでありまして、その趣旨のことが十八條の第五項として新たに付け加へられておるのでございします。

それから十八條の二という規定は、後で借入の規定がございしますが、借入金と、今申上げました債務の保証と合計額が、自己資本の額を超えてはならないという趣旨の規定でございまして、普通、会社等におきましては、そういった強い趣旨の規定はございしませんけれども、成るべく自己資本とそういった借入金或いは債務の保証等を結び付けまして、債務を保証したり、或いは借入れをしつたりいたしました場合に、それに対して返済なり保証履行なりが確實であるということをまあ制限によつて明らかにし、濫りに、濫に流れないということを確保したい趣旨でございします。

それから第十九條は債務保証が入りましたことによりまして、條文の整理をいたしたのでございします。第二十條は融資期限の規定でございしますが、この中で先ほど提案理由の御説明を申し上げた中にもありましたが、融資の期限は原則として最長期限は三年でありまして、最短期限は六ヵ月、六ヵ月以上三年と、この間にございしますが、現行法では特別の場合には三年は五年までのものを融資することができるといふふうになつておるのでありますが、現在までのところ貿易手形の取扱は二ヵ月乃至は三ヵ月、まあ三ヵ月を超えるものは事実上ないのでありまして、従いまして三ヵ月以上六ヵ月未満というものにつきましては、金融の取引の実情等から考えて見まして、四ヵ月とか五ヵ月とかいふようなものが非常に多い困難な場合もありますので、取引の実情なり或いは輸出契約の条件なりから考えまして、特に必要がある場合には三ヵ月以上、言い換へますと、四、五ヵ月のものであつても取扱い得るということに改めたいという趣旨でございします。

それから二十一條、二十二條、二十三條、二十四條等は條文の整理でございまして、三十八條に利益金の処分及び国庫納付金の規定がございしますが、現在の日本輸出入銀行の経理は、事業年度におきまして損益計算上出ました利益金は一定の普通の法人と同じように、法人税、事業税等を課税いたしまして、残りの分は全部準備金として積立てることになつておるのでございしますが、日本輸出入銀行は全額政府出資の機関でございますし、その意味におきましては全額政府出資の機関であ

りまして、資金の調達と申しますか、そういった面では他の市中の金融機関とは趣を異にする点もございします。又公庫その他の関連も考慮いたしまして、又他面金融機関としての特殊性、内部留保の充実というふうな面をも併せて考えまして、利益金のうち二割に相当する金額を準備金として積立てることになつておまして、残りの分を全部国庫へ納付する。その代りに法人税とか、事業税とかいふものは課税をいたさないという趣旨に改めることにいたしましたのであります。その第二号の千分の七に相当する金額と一號の百分の二十とを並べてございしますが、千分の七という金額は、きまりの貸出残高の千分の七に相当する金額につきましては、少くともその金額は準備金として留保したいという趣旨でございしますが、これは現に市中の銀行におきまして、貸倒準備金として少くともその程度を留保することを一つの目安といたしておりますので、それとの関連をも考慮いたしまして、こういった趣旨の規定をいたしたのでございします。

それから第三十九條におきましては、借入の規定を新たに規定したのでございしますが、今までは一切資金の借入をすることはできないことになつておるのでございしますが、この規定によりまして、政府からの資金の借入と、外国の銀行その他の金融機関からの資金の借入ができることになつておるのでございします。資金の借入につきまして、特に政府からの資金の借入に限定いたした趣旨は、最近におきます金融情勢から見まして、市中の資金を政府機関において吸収することは、それほど蓄積資本が豊かでない現状におきまして、著しく市中金融に圧迫を加へる虞れもございします。又過去におきます復興金融庫の前例から見ましても、いふ／＼な弊害を生ずる虞れもありまします。政府からの資金の借入ということに限定をいたしたのでございします。ここで、政府と申しますのは、例えば対日援助見返資金とか或いは資金運用部資金等を予定いたしておるのでございまして、現に昭和二十七年におきましては、見返資金特別会計から三十億円の借入を予定いたしておるのでございします。又外国の銀行その他の金融機関からの外貨資金の借入につきましては、今後の情勢の推移によりまして、そういうことも予想せられますので、規定をいたすこととしたのでございします。

なお先ほど申上げましたが、この資金の借入と債務保証とを合計いたしました金額は、自己資本の額を超えてはならないという制限を置いてあることは、先ほど申上げました通りでございします。

なお附則におきまして、附則の第二項の規定は、今年の三月に終ります事業年度につきましては、今まで通りの経理の扱いをすることにし、今年の四月から始まる事業年度について、この新しい改正規定を適用するというようにいたしましたのであります。それからそのほかいろいろ附則に細かい規定がございしますが、主として條文の整理に属するものが大部分でございまして、ただ経理に關して先ほど申しましたように法人税或いは事業税、附加価値税等が課税されないというふうな、それ／＼關係の税法を直したことが主たるものでござ

船、いわゆるタンカーの建造の注文が非常に増加いたして参つております。このお手許に差上げました表の最後に、現在銀行が借入の申込を受けております状況についての表がございますが、

國際收支の受拂い計画において、機械類の輸出によつて二億四千万ドルを獲得することに計画されております。又通産省のほうの輸出計画に基きまして、いわゆる認証を標準にした計画を

益金並びに先ほど申上げました二十六年度からの繰越の資金等を合せまして約二百二十億円の資金の調達計画を立てております。その資金の運用計画といたしましては、プラントものの輸出において百五十億円、そのほか東南

ります。両者を合計しますと、二十七億一千三百万円が国債証券に運用されております。

○小林政夫君　銀行局長にも聞いて見たいと思つたのですが、山際さんとし

望ましいことではありまするけれども、それを是非実現しなければならんというふうには考えておりませんので、政府の御方針に従いたいと思つております。

○説明員(福田久男君) 只今御質問の

ありました点でございますが、考え方は御指摘のようなことも考えられるのでございますが、先ほどもお話がありましたように、政府機関であるという立場から、その余剰金の運用につきましては、業務上の余剰金の運用につきましては、非常に強い制約を與へて、本来の業務に極力適進して頂いて、余剰金の運用については、非常に機械的ではございますが、国債の保有、或いは資金運用部への預託、日本銀行の預け入れという三つの限定されておるのであります。ほかの政府機関につきましても同様の趣旨の規定がございましてのであります。御質問の点はそういうことも考えられますけれども、つまり本来の業務に極力適進して頂くという、おの／＼政府機関としての任務に重点を置いて考えて頂くという趣旨から又余剰金の運用についての運用の確実性を保持するということも併せて考えられて、こういった制限になったのではないかと考えております。

○小林政夫君 それはまあ任務に忠実で、融資に専心して貰う、余つた金の運用に頭を使わずにというようにすることになるのですが、併し輸出銀行は設立のときから言つて、成るべく、政府機関であるが、できるだけ自由な活動を、民間銀行並のような活動ができるようにやつて行きたいというようにこともあつたし、特に輸出入銀行というようになれば、將來海峯金融機関の整備ということは今今の日本の金融界の問題だと思ひますが、そういう点とも関連をして、当面の問題としては外為資金の円資金については相当寄與している点があるようでありま

すから、そのほかにまあこの余剰金があるというところは余り望ましいことじやないのですが、二十七億、三十億に近い余剰金についても、やはりそういう短期に使うという意味において、そういう少くとも外為の円資金に貢献するような途を輸出銀行の余剰金については開いておいたほうがいいのじやないかというふうに考えるのですが、特に政府機関だから何でも一方に集めてしまわなければならないという固い考えでもないで、国債なんかを持つてい

○小川孝夫君 具体的にお尋ねしたいと思ひます。件数を見ますと極めて少いように思ひます。資料では七十九件となつております。一体輸出銀行に借入を申込むのはどういふ必要からこれを利用するのであるか。主として利用されておるか。この七十九件というものは、日本の輸出の件数からすると極めて私は少いように思ひます。ありますが、これは一体どういふほうから利用されるのですか。それから何カ月くらいでこれは回転が回っているか。第二点として何カ月くらいで回転が回っているか。それから次に電気機械、繊維機械とありますが、その最後にその他とございしますが、一体その他というのはどういふ種類のものがあるかという点を伺ひたいと思ひます。第四点に、今商社の倒壊というふうないわゆる問題が起きておると思ひますが、やはりそれが輸出銀行のほうに影

響があるかないか、この点を一つお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(山崎正道君) 先ずどういふ方面からこの融資の申込が行われておるかというお尋ねでございますが、御承知のように現在輸出銀行が取扱のできます融資は、いわゆるプラントものの輸出に限られております。プラントものと俗に申しますのは、各種の、例えば工場設備といったような設備、重機械、即ちこれらのものを製作いたしますのに、相当長時間を要し、且つ相当巨額の資金を必要とする融資、そういう性質のものについてのみこの銀行は融資をするという任務を與へられております。その仕事の関係からいたしまして、申込は概して多額の申込が多いのでございします。この表でも御覽頂きます通り、現在残つております数字は六十八件に対して残高が六十五億でございます。大体貸出二件当り平均金額は一億円に近いのでございします。相当まとつた大きな設備の注文に対する金融ということになつております。

割合に長い期間をかけたして外国の注文によつて作り上げます機械設備類といふものは、その交渉においても相当時間を要しますし、又いろいろ注文関係の技術におきまして、相当この交渉のために巨額の費用を要するといつたような種類の契約が多いのでございまして、従つて細かい金額の契約といふものは、この仕事の性質上起りにくいという状況になつております。御参考までに申上げますと、過去において取扱いました件数のうちで、金額的に最高を申上げますと、一口で十一億四角のものがございします。最低は五百余万円のものがございしますが、概して申

しますと、只今申上げましたように、平均が一件当り約一億円に近いといふ大きなものになつております。これは、その扱います仕事の性質からいたしまして、当然生じて参る關係になつております。

それから回転率は、現在の実績におきましては、十カ月半くらいになつております。併しながら先ほども申上げました通り、最近の申込におきましては、外国船の注文が多々ございします。この大きな船舶の建造になりますると、一年乃至一年半を要します。従つて今後はこの回転率がだん／＼落ちて参るかと思つております。それから又東南アジアの開発に対する協力の關係でありますとか、或いはそうでございせんでも、最近の世界のこの種の契約の趨勢といたしましては、各国が大体その回収期間を引延ばすことによつて競争するような傾向になつております。現に南米方面におきましては、ヨーロッパの各国は五年程度のクレジットを出してその注文を取つて行くといふことにもなつておりますので、今後競争の立場から申しますと、漸次この期間は更に延長されるものと思ひなければならぬと考えております。

それからその他という欄についての御尋ねでございますが、これは例へばビルマの分は浮橋橋を輸出いたしました。それから沖繩は兵舎の附屬の各種の設備、それからインドはディーゼル・エンジンを出しております。さういふ内容になつております。

最後に最近の商社の各種の問題に關連をいたしまして、輸出銀行の貸出に影響はないかというお尋ねでございますが、仕事の性質上私のは主とし

てメーカーを相手に金融を付けております。従ひまして商社に貸出をいたします場合には、必ずそのメーカーを保証人なりその他同じ列に置いて銀行に対して責任をとるような地位に置いてやつておりますので、その資金が、その注文を受けた機械設備の製作に用いられて、他の商品の商業資金に廻るという余地はないように計らつておりますから、今回各種の問題が起きておりますけれども、私のほうについては何ら影響のない状況にございします。

○小川孝夫君 次にお尋ねしたいのは、パキスタンあたり向けの鉄道車両のお話を聞いて見ますと、どうもこれはイギリスとの競争が非常にむづかしくて、往々にしてこちらから送つた機関車にいたしまして、客車にいたしまして、特に機関車あたりがよく不合格になるというのを聞いていますのでございしますが、この場合不合格になつて返されたようなときには、まるつきり損害になつてしまふのだらうと思ひますが、属大な損害になるだらうと思ひますが、そういうのは一体担保その他はどういふふうになつてゐるか、この点を一つお尋ねしたいと思ひます。

次に山崎さん先ほどから東南アジアの開発ということについて非常にお話がございしたのですが、具体的に見まして東南アジアの開発といふのはもうすでにあなたのほうへ融資申込として實際に出て来ているのを、お差支がなかつたらこれを一つお話願ひたいと思ひます。將來アメリカの軍拡がちよつと中だるみになるというふうになりま

されている。東南アジアへの開発という面は重大関心を示さなければならぬと思うのですが、果してどういふものが具体的に現れて来ているか、この点をお話願いたい。

○参考人(山本正道君) 第一のお尋ねの、車両の輸出について不合格が生じたようなことを聞くけれども、さうな場合の損害はどうなるかというお話でございましたが、幸いにいたしました輸出銀行の扱いました関係におきましては、まだ一回も不合格品は出て参っておりませんので、従つて現在のところ何らその方面の損失はございせん。ただ起り得る損失に対して一般の貸出の際に如何なる担保を考へるかというお話につきましては、事柄の性質上担保はなかく取りにくい。又流動資産と申しますか、建造中のものが相手でございますので、特にその担保を取るといふことはなかくむずかしいのでございますが、少くとも保証関係の人的な担保は取つております。なお必要に応じては物的、担保、工場その他の物的担保も取り得ることにはなしておりますけれども、仕事の性質上から申しますと、これは担保金融に向かない金融であると存じますので、よくよくの場合のほかに物的担保は取り得る状況には置きますけれども、取つてはおりませんが、相当融資に当りましては相手方の資産、信用その他十分調査をいたしまして慎重を期しておりますので、只今の状況から申しますと、特に担保を徴しなければ危険だといふような融資には遭遇いたしておりません。今後は更に慎重を期するつもりでありますけれども、特に取扱の方

計を要する考えは只今のところ持つておりません。

次に東南アジア開発に対する協力の問題に關しまして、具体的にどのような案件があるかというお尋ねでございますが、昨年実行いたしました一つの例は、ポルトガル領のゴアに対しまして、鉄鉱石を開発いたしますための機械設備等を輸出金融の形において日本のメーカに作らせまして、それを将来ゴアにおいて開発された鉄鉱石を相当長い期間に亘つて日本に輸入契約を結びまして、その契約によつて入つて参ります鉄鉱石の代金のうちから、その輸出された機械設備の代金を償却して行く、こういう契約によつて、昨年ポルトガル領ゴアに対してプラント輸出の方法による開発に対する協力をいたしましたのでございます。具体的に商談が成立いたしましたのはそれだけでございまして、現在いろいろと業者の間に研究が進められておりました、事前に銀行に対して報告をいたして、或いは協議を掛けております件数は、ぼつ／＼具体的に現れております。その例を申し上げますと、例えばイリビンのラブラブ島という所で銅鉱石の開発計画がございまして、又その他台湾においてもこの銅鉄石関係の研究が進められております。鉄鉱石といたしましてはイリビンのシブゼイ、マレーのズングリン、ロソピン、テマンガン、インドにおいてはオリッサ、ビハール地区、香港においては馬鞍山、各地において研究が進められております。その他台湾においては石炭の話も起きておりますし、又仏印において塩を開発するという問題も起きております。具体的な例をいたしま

しては以上のようなものが主たるものでございます。

○菊川孝夫君 もう一つだけ、次に融資の承諾の件数は御提出願つてあるのでございますが、これは申込との比率が一体どのくらいになつてゐるか。申込件数との比較がないのでございまして、これは大体どのくらいの申込があつて、承諾が二〇〇％くらいになつてゐるのかどうか、この点を一つお聞きしたい。次に契約が成立いたしましたして今度は融資に當つての金額は最高、最低一体どのくらいな平均になつてゐるか。それからどこまでが融資できるかと、こういう点を一つ……。それから次にプラント輸出についてより適用できないことはよく法律の建前からわかつておるのですが、将来、将来じやない、今も直面してゐると思ふのであります。が、こういうのは大企業は大いに利用できるけれども、中企業あたりの行いましてところの……もう少し程度を下げまして小さい輸出につきましても今後……輸出といふと、何といつても中小企業が戦前でも六割五分占めたとか何とかいつて論議をされてゐるわけですが、そういういたしますと、そういう面にも輸出銀行が利用できるやうに、法律の改正からという根本問題になるわけでありまして、これはできるものかどうか。これは山本さんの一つ御見解を、まあ個人的な見解になるかも知れませんが、或る程度拡張する方向を私は講ずるべきではないか。特に東南アジアの開発で本當に基本的なもの、まあ大きな基礎機械はこれではよろしくございまして、それに又附随する部分品、小さいものの輸出等につきましても考慮する必要があると思ふ

し、又しなければならぬと思ふのです。輸出銀行法の改正の次の機会、速かな機会においてそれを改正して更にその業務を拡張することが考えられるか。それは市中銀行との、今度は一般の為替銀行ですか、との又競合になるような危険があるかどうか。そのためにできないか。その他輸出銀行としてそういうのは適當でないのかどうか、この点について御見解を承わりたい。今まで扱つて来られたそういう方面から割合に私は申込があつても法律の建前から応じられないというやうな面もあるんじゃないか、こういうやうに思ふのですが、この点を一つお伺ひして見たい。

○参考人(山本正道君) 第一のお尋ねの、申込とそれから契約成立の割合とのでございまして、過去一か年間の実績におきまして、申込を受けまして、さまざま理由によつてこれをお断りしたというやうな例は殆んどございせん。と申しますのは、非常にこれは特殊なものでございまして、私どもはほうへい／＼具体的な融資申込として現われます道程において、政府との間において輸出の許可をございまして、それからいろいろ各方面の審査を受ける段階がございまして、大体においてそれらの難関を通過して参りましたものはそこで実が結ばれるというものが殆んど全部でございまして。特にその点については御報告申し上げることにはないと思ふのでございまして。それから第二の金額に制限があるかというお尋ねに關しましては、これは何もございせん。金額の多少にかかわらず取扱ひ得ることになつておりますし、又私どもといたしましては

こまでもそのつもりでやることに考へております。ただだん／＼申上げておきますように、この扱ひまする仕事の性質上、余り額の小さい契約におきましては、或いは外国との電報のやり取りであるとか、仕様のやり取りであるとか、技術者の派遣であるとかいふようなことを伴うケースが多いものでございまして、到底小さい契約では費用の点から申してもペイしないという關係で、どうしてもまとまつて参りますものは大きな契約になるのでございまして。そこでこの中小企業との關係の問題でございまして、この仕事の性質から申しますと、勢い海外に信用のある大きなメーカというものが代表になりまして契約を取つて、その実質の下請けなり部分品の製作なり等の点において、これに中小の企業家も協力をするという形にならざるを得ない性質のものが多いのでございまして、従つて實際から申しますと下請に出し、又中小企業の協力などを得てやつておるものが多いと思ひますが、現われまして融資の形から申しますと、大きな海外に名の通つたやうなメーカが自然主眼になつて参るといふ結果になつておるのでございまして。先ほども申し上げました通り、従来扱ひました件数のうちで最低の金額は五百余万円というのがございまして。これはかなり細かい費用に属する注文であつたやうに思ふのでございまして、勿論さうなものもございまして、又出て参ればことごとくこれに支援するのによぶさかでないでございまして、どうも全体から申しますと、そういうものは比較的少くなつて来る

という実情にあることを御了承願いたいと思ひます。

更に法律上の制限をいたしまして先ほど御説明がございましたが、従来は契約を受けまして、それを製作をして代金が回収されますのに六カ月以上ものしか扱えないことになつておりました。これは勢い比較的大きな機械類の製造をするということになるわけでございますが、それを今回の改正案におきましては、場合によつては三カ月を超えざるものでもよろしいということに改正されようとしております。

三カ月以上ということになりますれば、自然それは比較的小さな機械類等についても銀行に働らきかけ得る余地を生じて参るということになりますので、今後はそういう点においても極力新しい規定を考へて参りたいと思ひておる次第であります。

○大矢半次郎君 従来の実績から見ても船舶に対する融資が一番多いようで、殊にパナマ方面が一番多く、又現在の借入申込等から見てもアメリカ方面が多くなつておりますが、これはどうしてこういう状況になつておるのか。むしろ資金的に米國方面は相当豊かだからこういうことをしなくともやつて行けるのではないかという気がいたしますが、如何でございますしうか。

○参考人(山藤正道君) 御指摘のよう

にいたしてしまつても実質はアメリカの資本で扱われておるものでござい

ので、御指摘のようにはアメリカの資金を以てすれば必ずしもこちらから融資をいたさんでもできさうなものだということになるわけでありまして、実際に申ししますと、そこはその船舶の建造に關する何と申ししますか、メーカーと注文者の間の力の關係がござい

ます。従来の船舶の建造におきましては、例へば契約成立のときに二〇%起工のときに二〇%、それから進水すれば二〇%というふうに大体世界的に支拂の標準があつたのでござい

ますが、ここが需給關係で、若しこちらが非常に強くなりますれば、もつと前拂金なり前渡金をもつともえらるということになるわけでございますが、現在のところでは漸次世界の船舶界の情勢から申しまして、日本側のメーカーに有利には展開いたしておりますけれども、主として建造資金をアメリカに依存して、それで大体賄えるという程度まではまだ強くなつておりません。相当部分はその建造に必要な資金を日本側において用意いたしませんと契約に従つた建造ができないという実情にある状況でございます。

○大矢半次郎君 今日本の国内で第七次後期の造船とか、或いは第八次造船の資金問題が非常に大きくなつておる。それから日本の船舶をもつと増強しなければならぬという、電力と同時に焦眉の急をなしておる。そういう場合に私よくわかりませんけれども、こ

うことはないのでございしうか。

○参考人(山藤正道君) 御指摘の点は確かに一つの問題点であらうと思ひます。実情として私も理解いたしておりますのは、国内のほうの資金關係等によつて、国内の船舶の建造というものは意のごとく進まない。これに対して造船所の建造能力乃至建造用の資材といふものは比較的余つており、これらの結果としてむしろ外国船の注文を取つて、これによつて造船業なり、鉄鋼業なり、或いは各種機械のメーカーなどがその事業を継続して行かれるという実情にあるように思ひます。で、若し自國船の建造計画のほうは、各種の條件が整ひまして、相当伸びて参りますれば、勢い外國船を受ける余地は少くなるのでございまして、これは又

そうなるのでございまして、これは又現在の状況におきましては、国内船の建造費がそれほど多くございせんので、努力を輸出船の建造に向けている実情にあると思ひます。なお先ほど申し上げましたが、今引受けている輸出船は殆んどこれはドル契約でございまして、日本の國際收支から申しまして、ドル獲得には相当役立つとおるという状況にありますので、私も似たしたしましては、できるだけ申込に對しましてはこれを応援する立場で臨んでおります。

なお念のために申し上げますが、輸出船がきままして、私もものほうへ融資の申込をせられます前には、通産省、運輸省その他御協議の上で輸出船の建造許可を與えられることになつております。私も似たしたしましては、御指摘の点は、論議は十分政府において許可を與えられます際におき

しになつておることであらうと、実は信頼をいたしておるやうなわけでございます。その結果出て参りました注文に對しまして、私もものほうは融資をさして参らう、こういう關係になつております。

○大矢半次郎君 私は当初よく呑み込んでいなかったためか、輸出銀行の重要な事項はやはり東南アジアの開発關係のほうじやなからうかと思つていたのでありますが、必ずしも今までの実績から見ると、どうもそう思ひ行くかない。却つてこういう船舶關係のものに主力を注いでおる。それで遠い將來はとにかくとして、差当り明年度あたりは船舶が大部分をなしておるというやうな状況は、果して輸出銀行の本來の使命かどうかというやうな気がいたしますが、どうでしうか。

○参考人(山藤正道君) 現在のところは、昨年の暮以來輸出船の建造が盛んでありますことは申し上げます通りで、ただ二十七年度もこの趨勢が続くかどうかという点につきましては、私も必ずしもこれは同じやうな状況が繰返されるだらうとは考へておりません。勿論東南アジアの經濟開發に對する協力ということは、これは最も力を入れて臨む事柄でありますので、私もものほうではこれに對しても最善の努力を拂うつもりでおりますが、だん／＼申し上げますやうな資金の余裕關係もござい

ますし、かた／＼ドル獲得の重要な要素にもなつております現在いたしまして、これに對して融資を継続しておる、こういう実情にある次第でございます。

○大矢半次郎君 大蔵省のかたにおいて伺ひたいのですが、ドル獲得に資す

るといふお話でありますけれども、これは非常に近視眼的な見方であつて、本當に努力をしてドルを獲得するに

は、やはり日本の國內船をたくさん作つて、そして運賃収入を圖るといふのが基本的なこれはものでなければならんと考へておりますが、今輸出銀行のかたの御説明を聞いても、十分納得しかねるやうな点がございしますが、どうでしうか。

○説明員(福田久男君) 御指摘のよう

に國內の外航船を充実するということ

は勿論緊急であり、重要な問題であると思ひますが、ただ國內船を造りました場合には、その見合となる資材の入手というこのためには新たなる外貨なり何なりが得られなければ、まあ次の裏付けができないということもあ

りますので、まあ物質の面から見てもドルで輸出いたしますれば、そのドル資金を以て又鋼材なり或いは鉄鋼石なり、そういうたものを輸入いたしまして、それに製鉄業その他も關與して、次の鋼材に又回轉するときの資源として、それらによつて得られました國內の利潤というものが、まあ國內における余剰のものという、残りという、サープラスというものが國內において本當に新投資に向け得べき資材となるのではないかと思ひます。仮に或る程度の資材があらましても、それを國內の新投資に向けまして、次の入手という点において非常にまあ窮乏な状態になるのじやなからうかというやうな観点から見ますと、ドル資金の獲得に寄與するものであれば、船舶といへどもこれを輸出することによつて、ますます／＼／＼／＼國內の新投資に向け得べき余力を殖やすということ

には大いに役立つのじやなかろうかと
いうふうな考えられるのであります
が、それらもまあ程度問題というこ
になるかも知れないと思ひますが、そ
れらの諸般の状況を勘案した上で、国
内の新造船のトン数なり、或いは輸出
に向けるべき船のトン数なりというも
のが判断されるべきじやなかろうかと
いうふうな存じます。

○大矢半次郎君 まあその点はこの程
度にとめておきます。それから日本の
物価の關係から東南アジアの方面に
どうもよく契約が成立しがたいとい
ことを一時聞きました。最近はどう
なふうになつておりますか。又今後
どういふ点は余り心配がないんです
か。

○参考人(山崎正道君) 私どものほう
へいろいろと報告されております。実
情から申しますと、この東南アジア
に對する協力がいたしてしましても、
日本の製品の高値が高いということが、
相当地な障害になつてゐるというこ
は事實であると思ひます。で、大きな
機械類の輸出に關しましては、多く
國際的な入札を以て行われてゐるの
であります。従来の実績によりまして
日本の重機械類はものによりまして
は、二、三割高、更にものによりまし
ては五割から倍近いぐらゐの入札を
するといふ結果が現れておるのであ
りまして、この価格問題というものは
將來の日本のプラント輸出の動向、
更に又東南アジアにおける經濟開
發協力關係において重要な影響を持
つものと考えられておられます。な
ぜ高いかといふことについては、御
承知のようにそのものとなる主要原
料である鋼鉄の値段が高いというの
が主要な原因であると思ひます。だ
ん

だんいろいろとお話を伺つて見ます
と、必ずしもそれだけではないのであ
りまして、一般的に申しましてどうも
日本の物価情勢というものが、輸出
という観点から申しますと十分今後
意を要するといふ結論になるだらう
と思ひます。日本が東南アジア
においてこのプラント關係で競争を
いたしてゐるのには大抵イギリス、
ドイツ、ベルギーなどがございます
が、これらの最近における東南アジ
アに對する進出振りはもう目覚まし
いものがあるのをごさいます。これに
つきましては今後日本においては十
分その原因を研究して、これを合理
化するために努力を拂ふなければ前
途は必らずしも樂觀を許さんといふ
ふうな存じます。

○委員(平沼彌太郎君) それでは質
疑はこの程度にいたしておきます。御
苦勞様でした。

○委員(平沼彌太郎君) 次に所得税
法の一部を改正する法律案、法人税
法の一部を改正する法律案、相続税
法の一部を改正する法律案、砂糖消
費税法の一部を改正する法律案(予
備審査)、右四案を一括して質疑を
いたします。

○菊川孝夫君 この所得税法の一部を
改正する法律案の審議に當つて先ず
第一にお尋ねしたいと思ひます。こ
の行政協定の締結に伴ひまして、こ
れが効力いたしますと、所得税法の
一部改正といふ手続は私は生じて來
るのではないかと思ひます。例え
ばアメリカの占領軍が今駐留軍
に変わります。これが所得税法では、
日本人といふことは書いてないの
であらう。一、二番初めに「個人」といふこ

とになつておりますが、その家族なん
かの場合に非常に複雑な問題が起
きて來ると思ひます。この点は
いつ頃これを入れられるつもりで
あるか、一つお伺いしたいと思ひ
ます。

○政府委員(平田敬一郎君) その点
はお話の通りでございます。行政協
定の結果、アメリカの軍人及び家
族に對しては、課税の特例を認め
ることにしまして、課税の特例を認
めることは、税法の特例を認めるこ
とに相成るのであります。従ひま
してこれに關係する法律案を目下
取りまゝ中でありまして、別途に
提出いたしまして御審議を仰ぐと
ころでございます。

○菊川孝夫君 あの行政協定により
ますと、軍人、軍属に、それから
家族、それからこちらでその軍を
相手に商売をするような人も、す
べてこれは所得税の課税対象外に
なるのであります。この点は限度
はどの辺まででしようか。

○政府委員(平田敬一郎君) 非常に
細目の詳細なことは法律案提出
の際申上げますが、極く大體のこ
とを申上げますと、軍人、軍属及
びその家族が、アメリカの軍及び
その關係機關から受ける所得、こ
れに對しましては、課税しないとい
ふことにいたしてあります。例え
ば家族の人が、日本の商社或いは
その他に勤まされて所得のある場
合は、これは免税いたさないとい
ふのであります。

トラクターという一種のアメリカの
軍との契約者の課税問題でござ
います。これにつきましては、アメ
リカの本国で結ばれた締結、その
履行のために日本に來る人です
ね、こういう人々に對してはやは
り同じくアメリカの軍が所得の源
泉になつておる、その場合は、そ
の分には對しましては所得税は
課税しない、こういう基本的な考
え方でおる次第でございます。そ
の他の場合のおきましては、やは
り一般の所得税法、法人税法等
の適用を受ける、こういう基本
的なラインになつておる次第で
あります。

○菊川孝夫君 労働者の場合、日本
人の労働者で日本政府から労働
者として提供する場合と、それ
から直接軍に雇用する場合とあ
るだらうと思ひます。例へばP
Xとか、その給仕、小間使い等
で、日本人を直接軍人、軍属に
雇用する場合は、これは軍属とい
ふことと思ひますけれども、雇用
の場合です。当然日本の所得税法
を適用すると思ひますが、ただ
問題なのは、軍施設なんかで、
軍属待遇として、例へば朝鮮水
域あたりへ今後出動するよう
な船舶の従事員として、アメリカ
船舶へ乗船した場合、その場合
には一體どういふふうになるの
ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の
ような場合は、アメリカの軍人、
軍属に該当しない、普通の使用人
として使用して給料をもらつて
おる、そういう關係に關する限
りにおきましては、これはひとり
日本人であらうと外国人であら
うと全部やはり課税の対象になる
ことになりまして、それは直接
アメリカの軍が雇用する場合

であらうと、或いは間接に日本の
適當な機關で雇用して一定のサ
ービスを提供する場合であらう
と、両方の間には差別を付けて
おられません。ただ軍属になるか
ならんか、その辺はちよつと問
題でありますので、アメリカの
軍属として日本人を軍に雇用
するといふことになりまして、問
題であらうかと思ひますが、協
定の一條にその点についてはき
りいたしてあります。アメリカ
の国籍を有しない人は軍属の資
格はないといふことになつてお
るようでございます。先ずお話
の場合はやはり普通の日本人と
同じような課税の場合であるとい
ふことに相成らうと思ひます。

○菊川孝夫君 次に今回の改正の要
綱の中の「源泉徴収所得の範圍
の擴張と税率の引下げ、この三
項目であります。」「証券投資
信託に屬する」といふことにな
りますと、これは山一とか、野
村とか、日興とか、この証券
会社が自己の資金で以て資金運
用上、この投資信託のような恰
好にござかし得る余地がござい
ます。これは生じて來るのではない
かと思ひます。その点をきつて
、一般の預託者から、金を預け
た人からのものと、その証券
会社の自己資金との區別をは
つきりこれはできる余地がある
のかどうか、その点一つお伺い
したいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) この
点は実は前国会は臨時措置法で
暫定的にいたしましたのを、今
度は本法に繰り込

んだ次第でございますが、所得税法の第十八條の第三項の法文をちよつと御覽願いたいと思つたのでございますが、新旧対照表を御覽願いますとすべて非常に便利でございます。二十七頁であります。その上の欄が改正になつておりますが、その十八條の第三項にはつきり今御指摘のようなことが問題がないように規定いたしてあります。即ち「信託会社がその引き受けた証券投資信託の信託財産に属する株式又は出資について利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受ける場合において、当該信託会社が、その利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配をなす者の備え付けの帳簿に、当該株式又は出資が当該信託財産に属する旨その他命令で定める事項の記載を受けたときは、課税しない」と、こういう趣旨にいたしてあります。証券会社の普通の所有株式等とはつきり分けまして、投資信託に属するものであるということを一一定の帳簿に記載せしめまして、その記載したものに限りましてその非課税の規定を適用する、このようにいたしておる次第でございます。

○菊川孝夫君 次に今度始めましたあの無記名定期ですな。これは大分論議をされておるところだと思つたが、一体これは税法の改正をせずに、大蔵大臣がそのとき々の情勢によつてその必要と認め始め、又必要がなくなつたと言つてやめる。税金を取るから取らんかというような問題を、一体法律的な処置なしに、大蔵大臣の行政処置としてやり得るということ、今度の所得税法改正と関連して考えなければならぬ問題だと思つたのですが、一体主税局長、そういうことはいいいのですか。

か。行政府が勝手に税金を取つたり取らなかつたりできるということになりまうと、これは大きな問題だと私は思ふ。法律から行かましても、税金を取る取らんというところは、憲法では明らかに法律によらなければならぬと書いてあるにもかかわらず、こういう処置を、私は無記名定期がいゝ悪いということとは別の機会に譲るとして、税法上からこれは一体どう考えられるか、この点について明快に回答を願ひたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 実は私も、今いいか悪いかに別に論ずるというその点は実は大分問題にしたのであります。法律の措置といたしましては大した問題は実はない。税は取るのでございます。法律的措置といたしましては、この前の改正で、源泉で選択すれば総合課税をしないという規定は租税特別措置法に入れた。普通ならは預金の源泉課税は二〇%ですが、五〇%の税率の選択をしますれば、もうその利子については大部分税金を取つたことになるから、総合課税をしないという規定は、実は昨年の租税特別措置法の改正ですでに入つております。そこで問題は、今回の措置の問題は、銀行法の運用の建前として、銀行が預金者から名前を言わないうで預金を受け入れることを認めるか認めないか、その問題だけに問題がかつて来ておるわけでありまして、そういう見地から行きますと、そういう種類の預金を認めていかんという法律上の、銀行法その他の制限もない。従ひまして今まではいろいろな監督上の都合、その他からいたしまして、銀行に對しましては大蔵大臣として銀行局長をしていろいろ

な通達を出さしめて指導監督を加えておりますが、その一つといたしまして、今までは無記名預金はどのも預金として面白くないからというわけで、認めない、通達を出して認めなかつたのであります。今回はいろいろな情勢からしまして、認めたらいいだろうというので、そういうことをやりまして銀行に對しては大蔵省はやかましう言わん、こういう通達を出しまして、認めることにいたしましたわけでありまう。認める結果といたしましては、当然これは五〇%選択はする。だから預金の利子自体に對しましては、税金を拂つていないどころか、むしろ相当高い税金を実は拂つてゐるわけでございます。従ひまして法律的には問題はないのでございます。

それからもう一つの問題は、税法では預金者に對しましては銀行から支拂調書を出させる、こういうことになつております。或いは銀行に行きまして帳面を検査することが出来る。その際におきましては結局、税法におきましては勿論銀行に行きまして、收税係員はこの預金は誰か調べる事が出来るわけですが、銀行としましてはそのときに、これはどうもどなたか名前を書いておりますので、無記名債券と同じように、ちよつとわかりませんがこれが言ひ得ると、それだけのことなうございませう。従ひまして、そういうことのために税法で今度それを破らうとしますと、税法の見地からだけでは何か銀行は預金者の名前を調べておいて答える義務があるが、この規定はくちやならんとおるのですが、そこまでは今規定しておりますので、これはどうも無記名預金を認めた以上、銀行に行つて調べた場合に、誰の預金かわからない、こう言われてもやむを得ない、そういうところでありまして、これも別に法律違反ではないのでございませう。従ひましてこの問題はむしろそういう種類の預金を運用として認めようというのはいゝ悪い、こういう問題と私考するのはいゝ悪い、そういう問題でございませう。恐らくいろいろな方面にいろいろな意見があるだろうと思ひます。大蔵省としましては、現下の貯蓄奨励の必要、資金蓄積の必要等の点を重視いたしまして、あのような処置を認めることにいたしました次第であります。

○小林政夫君 資料だけちよつと。勤労控除ですね、これを今最高限度三万円ですが、五万円にした場合にどれだけ減収になるかという計算を一つして見て頂きたいと思ひます。それから青色申告を出したものは、今度家族労働者、親族の従事者ですか、それが一人当たり支拂給料について五万円の控除、これによつて事実上どれだけ減税になるか、この二つの計算をお願いしておきたいのですが。

○政府委員(平田敬一郎君) 正確なのはお出ししますが、先般衆議院で六万円にしたかどうかという要求がありまして、計算したところが……

○小林政夫君 ちよつと、あとで文書で下さい。

○政府委員(平田敬一郎君) それじやあとで。

○菊川孝夫君 次に今度の税法の改正に関連してありますが、国民所得五兆三百億といふやつですね、あれが一体分配になつて参りますと、今度の

税をどこから吸ひ上げるかという表がもうできておりましたら、一体勤労所得からどれだけ、それから農業所得からどれだけ、法人所得からどれだけ、これが、安本の国民所得と今度の税法との関係が一つ出ておりましたら、資料ができておりましたら、これを一遍御説明願ひたいと思つたのであります。が、どういふふうな大体パーセンテージがなつておるか、これは大分論議をされておるところだと思ひますが、

○政府委員(平田敬一郎君) 今のお尋ねは、所得税、法人税に関する限りにおきましては実はすぐできます。ただ酒とか煙草とか、これはまあ両方入れますと二千五百億かかるのですが、この負担を勤労者は幾らしておるか、これはなかなかむずかしい。従ひまして所得税、法人税、これにつきましてそれぞれ勤労者の所得税が幾ら、農業所得者が幾ら、それはできますので、この次の機会に詳細御説明申し上げたいと思ひます。大体今日お出ししております表を對照して御覽下さいととおわかり願ふるのであります。私どものほうで更によくわかりやすくいたしまして、御説明いたします。

○菊川孝夫君 今度の酒の税金と関係して来ると思つたのでございませうが、労働特配というのが酒は安くやつておりました。ところが今度は農業の報奨のほうは安くするが、労働特配のほうはやめになるようなお話でございませうが、一つこの点を御説明願ひたいと思ひます。どういふことになるのか、それが大分問題になつております。

○政府委員(平田敬一郎君) 若干問題になつておるのでございませうが、まあ

私も最近の状況になりますと、特別に安い価格で酒を配給するというのはどうもやはり如何であらうか。できずならば、もうここから来ますと全部全廃するののも一つの考え方ではないかとこう思つていたのでありますが、ただ御承知の通り、農村は密造が非常に多い。これはまあ事実として認めてざるを得ない。それと、何と申しましても、農家は、酒は米で作つたものなんですね、酒に對しましては農家は特に、何と申しますか、昔から非常な飲む習慣がありまして、一種の必需的性格を非常に強くしておる。その二つの点を考えまして、農村につきましては食糧増産も重要なときでありますから、これはやはり或る程度の特配を継続して行きたい。それで主として農民を對象にしまして今年配給を残すということにいたしました。その他の分は原則としてやめるという前提で実は酒の税収入の見積計画をやつておるのであります。従いまして今の大体の考へ方はそのようであるのであります。併し絶対に配給してはいかんとしようというには法律はしないで置くつもりでございます。必要に応じて、状況に応じてできる範囲内にはいたしたいと思つておりますが、建前といたしましては、今申上げましたようなふうには、この際変えたほうが妥当ではないかと考えておる次第なのであります。併しこの点につきましては、若干政府部内にも意見がありまして、目下調整中でございますが、それがきまりました上、更にはつきりお答えをいたします。私どももいたしましては大體そのように考えておるといふことを申上げておきます。

○大矢半次郎君 過去数年間の実績から見てみると、この予算に對して申告所得税の収入がどうも工合が悪いのであります。今度頂いた昭和二十七年の租税及び印紙収入予算の説明書の二十頁において、二十四年度以降の予算額と決算額の年度別比較表、昭和二十六年年度の十二月末の収入実績から見て、やはり申告所得税はどうか振わないようでありまして、二十六年年度においては、最近の見込では如何ですか、予算額通り入りますかどうですか。

○政府委員(平田敬二郎君) どうもなかなか、御指摘の通りであります。申告所得税の適正な申告指導並びに調査、それからあの徴収には国税庁は一生懸命になつてやつておるわけですが、成績がなかなか思うようによつておりません。それで本年度は、一つは前年の実績で予定申告をいたしました関係上、一昨年の所得と昨年の所得とに大分差がございますので、その関係で少し遅れている、こういう事情もございまして、最近までの成績は率直に申上げまして、余り振つておりません。従いまして、今若干過ぎましたが、二月の申告に對しましてはまあ相當な調査をした上で、納税者に對しまして申告をしてもらふこととして、非常な努力を傾けておりまして、まあその結果私どもとしては、この成績が二月と三月で相當上ることを実は期待いたしておるのでございます。期待いたしておるのでございますが、やはりなかなか納税者としては金繰りに困るというのが現状でありまして、徴収面になりますと、なお一段の困難を加えているような現状でございます。併し

ながら目下の情勢ではまだ何も殊に申上げませんが、どうも予算通り出ていないというところは、私も心配しております。まあどの程度の限度でござるかというの、目下の情勢の下廻るのではないかと見ておる次第でございます。

○大矢半次郎君 それからその富裕税ですね。富裕税は二十五年年度は予算額は二十億二千五百万で、決算額は五億一千六百万、二十六年年度の予算額は十億で、十二月末には一億九千五百万しか入つていないのですが、この二十六年年度の収入見込はどうかあります。

○政府委員(平田敬二郎君) 富裕税は昨年、予算と実績と大分差がございました。本年はそれに代る意味から予算額は大幅減額しております。これは大體私が入つて来るのじやないかと思ひます。と申しますのは、今まで入つて来ておりますのは前年度の繰越分でございます。二十六年年度分は二月末に納めるといふ建前になつておりますので、この表にはまだ載つておりません。従いまして、この二月一ぱいの成績が明らかになりますと、更に的確になると思ひますが、予算に計上している前後のものは、富裕税は入つて来る可能性はあるのじやないかと思つております。

○大矢半次郎君 金額が非常に少いから余り問題にするに足らんかも知れませんが、二十五年年度の実績、これは五億、二十七年年度十一億とすると、倍見積る、こういうのは果して実態に副うかどうか、まあ不動産方面は捕まえられるかも知れませんが、有価証券、他の銀行預金のごときは殆んど課税の對象から逃げておるのじやないかとお思います。これはむしろかしいのじやないかという気がいたします。どうですか、如何ですか。

○政府委員(平田敬二郎君) 富裕税が、最初の見積りは二十五年年度より低くなりましたのは、同族会社の株式と申します。最初これを評価して見ますと、なか／＼純資産の評価でやれない、この分の資産の評価が最初予期した通り行かなかつたというのが一つの大きな理由でございます。それとその他、やはり戦後にいろいろな社会改革等により金持が大分減つて来たので、我々相當正確に計算したつもりでありましたが、狂つて来たわけでありましたが、二十六年年度といたしましては、賦課の実績も十億を越えておりますので、昨年の実績からいたしまして、先ず富裕税はやはり予算に近いところまで行くのじやないか、このように見ておるのであります。

○大矢半次郎君 次に酒は大分造石高も殖えて来ておるようであります。税率は据置きですが、大體これの消費状況等からして何か研究する余地があるかどうか、ちよつと伺ひます。

○政府委員(平田敬二郎君) 酒税は、実は今年の一月頃、昨年十二月頃から一月頃までの成績でございますので、相當好調でございます。補正予算で見つておる数字を上廻るのじやないかという数字がございました。現在におきまして、収入としましては、やはり酒税の収入は補正予算で大幅増額いたしました。だが、なお実績は越えるのではないかと

というように見ております。石数も四百三十万石程度見ておりますが四百五六十万石程度に行くのじやないか、来年度は四百九十万石程度見ておりますので、先ず予算の見積りいたしましたものでは適當なものではないかと考えております。ただ今ちよつと申上げましたように、今年、而も極く最近でありまして、若干昨年の秋から一月にかけての情勢と違つた情勢が見えつつあるようでございます。即ち昨年の年末頃の売れ行きは好調で、資金の回収は順調でございましたが、これがやや停頓味である、公定価格も原料の値上げによりまして相當引上げましたので、今後そういう影響も更によく見て行かなくては、今までのように必ずしも樂觀は許さない節があるようでございます。が、だからと云つて又一昨年とありましたが、非常に非常な酒の配給の不均衡、こういう事態でならないのじやないか。或いは私どももいたしましては極力業界の円滑な出荷の勧告をございしますが、努力するように勧告いたしまして、余り売れ行きが悪いから、そういう競争をして値引きしたようなものをやつて見たり、そのためにお互に變な結果にならないように注意してもらいたいということを言つておるのですが、そういうところになりました。そう業者が慌てるような事態をななければ先ず相當混乱と申します。困難と申します。そういうことまではなくて済むのではないかと、現在のところさうに見えておらずして、従いまして酒税の見積等におきまして、大體今の状況から行きますと、こんなものじやな

いのじやないかと見ておる次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) では本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散會

三月五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された

、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する
法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

日本輸出銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本輸出入銀行法

本則中「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

第一條中「輸出貿易」を「外国貿易」に、「輸出金融」を「輸出入金融」に改める。

第四條に次の三項を加える。

3 日本輸出入銀行は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により日本輸出入銀行がその資本金を増加する場合においては、予算の範囲内で、日本輸出入銀行に出資することができる。

5 政府以外の者は、日本輸出入銀行に出資することができない。
第八條第二項中「第一項」を削る。
第十條中「専務理事」を「副總裁」に改める。

第八條第二項中「第二項」を削る。

第十一條第二項を次のように改める。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本輸出銀行を代表し、總裁を補佐して日本輸出銀行の事務を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

理事は、總裁の定めるところにより、日本輸出入銀行を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本輸出入銀行の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときには總裁の職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときには總裁の職務を行う。

4 監事は、日本輸出入銀行の業務を監査する。

第十二條第一項中「及び監事」を「副總裁及び監事」に改め、同條第二項中「専務理事及び」を削る。

第十三條から第十五條まで中「専務理事」を「副總裁」に改める。

第十八條第一項第一号中「銀行をいう。」の下に「第三十九條第一項の場合を除き」を加え、同條第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 本邦からの輸出の振興を図るために必要な原料、材料その他の物資（以下「物資等」という。）の外国からの輸入が確実且つ適時に行われることを促進するため、本邦輸入業者又は本邦製造業者に對して資金を貸し付け、又は銀行に對してこれらの者のためにする手形の割引をする。と。但し、資金の貸付について

は、銀行が日本輸出入銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。

五 設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供又は物資等の外国からの輸入を促進するため、本邦輸出入業者又は本邦製造業者の債務を保証すること。

「第十八條第二項中、第三号」を「第
三号」に、「又は手形の割引を」、手
形の割引又は債務の保証に、「又は
これに伴つてなされる技術の
輸入（これに伴つてなされる技術
の提供又は受入を含む。）又は外国
からの物資等の輸入に、「又は当該
割引を、当該割引に係る手形の支
拂又は当該保証に係る手形の支拂
又は当該債務の履行」に改め、同
項の次に一項を加える。

外国からの物資等の輸入を促進するためとする第一項第四号の規定による資金の貸付若しくは手形割引又は外国からの物資等の輸

八を促進するためにする同項第五号の規定による債務の保証は、前項に規定する場合の外、左の各号に掲げる場合のいづれにも該当するときに限り行ふことができる。

一 外国からの物資等の輸入契約に基きその対価の一部の前拂が行われる場合であつて、当該前拂に係る資金が、その前拂を受ける者によつて、当該輸入契約

に基く物資等の本邦への輸出を行ふために必要な資源の開発その他の事業の拡充に充てられる場合。但し、当該前拂を受ける者の信用状態が良好であり、且つ、当該前拂に関する債務の履行が確實であると認められる場合に限る。

二 当該外国からの物資等の輸入が、思惑、投機、買だめその他不健全な目的のために行われな
いと認められる場合。

十八條の二 前條第一項第五号の規定による保証に係る債務の現在額及び第三十九條第一項の規定による借入金額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第三十八條に規定する準備金の額の合計額をこえることとなつてはならぬ。

第十九條の見出し中「及び手形割引歩合」と、手形割引歩合及び債務証券利率」に改め、同條第一項中「第号」を「第五号」に、「及び手形の割引歩合」を、手形の割引の歩合及債務の保証の利率」に、「及び歩合、歩合及び利率」に、「及び手形割引

拂期限、」の下に「債務の保証の期間、」を加え、「及び手形の割引」を「手形の割引及び債務の保証」に改める。

第二十條の見出し中「及び割引に係る手形の支拂期限を」と、割引に係る手形の支拂期限及び保証に係る債務の履行期限」に改め、同條第一項中、「第三号」を「第五号」に、「又は割引に係る手形を」と、割引に係る手形又は債務の保証」に、「又は手形の支拂期限を」と、手形の支拂期限又は保証に係る債務の履行期限」に改め、同條第二項中「又は技術の提供若しくは受入」を、若しくは技術の提供若しくは受入又は物資等の輸入」に、「困難である」を「困難であり、又は取引の実情に沿わないもの」に改め、「三年をこえ五年以内」の下に「若しくは三月をこえ六月以内」を加え、同項の次に次の二項を加える。

第十八條第一項第二号又は第四

4 号の規定により割引引いた手形の書換のために振り出された手形の割引の期限は、前二項の規定にかかわらず、三月以内のものとすることができる。

くは本邦人からの技術の提供又は物資等の外国からの輸入を促進するためにする第一項の債務の保証は、当該設備等の輸出若しくは技術の提供又は物資等の外国からの輸入の契約に基く対価の支拂の條件その他の事由により同項の規定によることが困難であり、又は取引の実情に沿わないものと認められるときは、同項の規定にかか

ならず、その履行期限が三年をこえ五年以内若しくは三月をこえ六月以内のものとする。ことができる。

第二十一條中「又は手形の割引を、手形の割引又は債務の保証に改める。」

第二十二條中「又は手形の割引を、手形の割引又は債務の保証に、利率及び期限を、利率、歩合又は利率及び期限、物資等の品目、」に改め、「回収の方法」の下に、「債務の保証の履行の方法」を加える。

第二十四條中「輸出金融」を「輸出金融」に改める。

第二十六條第二項中「手形割引料」の下に、「債務保証料」を加え、「附属諸費及び資産の運用損失金」を「第三十九條第一項の規定による借入金の利子及び附属諸費」に改める。

第三十八條の見出しを「利益金の処分及び国庫納付金」に改め、同條第一項中「これ」を「左の各号に掲げる金額のいずれか多い額」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 当該利益金の百分の二十に相当する額

二 毎事業年度末における資金の貸付残高及び割引に係る手形の現在額の合計額の千分の七に相当する額（その額が当該利益金の額をこえるときは、当該利益金の額）

第三十八條に次の二項を加える。

3 日本輸出入銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十九條を次のように改める。

（資金の借入）

第三十九條 日本輸出入銀行は、第十八條第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機關から外貨資金の借入をすることができ。

2 政府は、日本輸出入銀行に對して資金の貸付をすることができ。

3 第一項に規定する場合を除く外、日本輸出入銀行は、資金の借入をしてはならない。

第四十三條第一項中「及び監事」を「副總裁及び監事」に改め、同條第二項中「専務理事及び」及び「専務理事又は」を削る。

第四十六條第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同條第五号中「第三十九條」の下に「第三項」を加え、同号を同條第六号とし、以下一

号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 第十八條の二に規定する額をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

第四十七條中「第八條を」第七條に改める。

附則第九項中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の日本輸出入銀行法第三十八條の規定並びに附則第七項、第八項及び第十三項の規定は、日本輸出入銀行の昭和二十七年四月に始まる事業年度から適用し、日本輸出入銀行の同年三月に終る事業年度の利益金の処分、所得税、法人税及び地方税については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際日本輸出入銀行の専務理事である者は、別に辭令を用いないで、その際改正後の日本輸出入銀行法第十二條第一項の規定により日本輸出入銀行の副總裁として任命されたものとみなす。

4 前項に規定する日本輸出入銀行の副總裁の任期は、改正後の日本輸出入銀行法第十三條第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が日本輸出入銀行の専務理事として在任した期間を控除した期間とする。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に、「日本輸出入銀行法」を「日本輸出入銀行法」に改め、同條第十八号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二を次のように改める。

六ノ二 日本輸出入銀行ノ免スル証書帳簿

7 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第六号を次のように改める。

六 日本輸出入銀行

8 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「及び住宅金融公庫」を「住宅金融公庫及び日本輸出入銀行」に改める。

9 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第五号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

10 貸金業者の取締に關する法律（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

11 国庫出納金端數計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

12 予算執行職員等の責任に關する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

第二十四條第三号中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出入銀行」を加える。

第七百四十三條第三号中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出入銀行」を加える。

昭和二十七年三月十八日印刷

昭和二十七年三月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所